○伊佐市廃棄物の適正処理、減量化、資源化等に関する条例施行規則

 (一般廃棄物処理業の許可等の申請)

第５条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第７条第１項、第２項、第６項又は第７項の規定により、一般廃棄物処理業の許可又は許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物処理業(許可・更新)申請書(様式第２号)に第13条に定める書類を添えて申請するものとする。

(平26規則12・旧第７条繰上・一部改正、平29規則26・一部改正)

(一般廃棄物処理業の変更許可申請)

第６条　法第７条の２第１項の規定により、一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書(様式第３号)に市長が別に定める書類を添えて申請するものとする。

(平26規則12・旧第８条繰上・一部改正)

(許可証の交付等)

第７条　市長は、第７条の申請に対し許可するときは、一般廃棄物処理業許可証(様式第４号。以下「許可証」という。)を交付する。

２　前項の許可期間は、２年以内とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。なお、許可にあたっては、環境衛生上必要な条件を付すことができる。

３　市長は、前条の申請に対し許可するときは、一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可証(様式第５号)を交付する。

４　前項の変更許可期間は、第２項の許可期間の残存期間とする。

５　市長の許可を受けた一般廃棄物処理業者(以下「許可業者」という。)は、許可証を破損し、汚損し、又は滅失した場合は、一般廃棄物処理業許可証再交付申請書(様式第６号)により届け出なければならない。

６　許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(平26規則12・旧第９条繰上)

(許可の取消し等)

第８条　市長は、許可業者が法第７条の３に該当することとなったとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、許可の取消し又は業務の停止を命ずることができる。

(１)　契約の履行を怠ったとき。

(２)　市外の廃棄物を市の廃棄物として処理施設に搬入したとき。

(３)　虚偽の申請又はその他不正の手段により許可を得たとき。

(平26規則12・旧第10条繰上)

(業務の廃止及び記載事項の変更)

第９条　許可業者は、その業務を廃止又は記載事項の変更をしようとするときは、その30日前までに、廃止にあっては、一般廃棄物処理業廃止届出書(様式第７号)によるものとし、記載事項の変更にあっては、一般廃棄物処理業変更届出書(様式第８号)により、その旨を市長に届け出なければならない。

(平26規則12・旧第11条繰上)

(遵守義務)

第10条　許可業者の遵守事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(１)　許可車両は、後部及び左右に事業所名、許可番号を明示すること。

(２)　運搬車、機材及び施設は、常に清潔を保持し、悪臭汚水等が発生しないよう衛生的に管理すること。

(３)　市の指定した処理施設に搬入するときは、関係職員の指示に従うこと。

(４)　従業員に対する安全運転管理、衛生管理及び教育研修等の体制を確立すること。

(５)　前各号に掲げるもののほか、市長の指示事項を遵守すること。

(平26規則12・旧第12条繰上)

(調査等)

第11条　許可業者は、市長が運搬車、機材その他の調査を行う場合には、これに応じなければならない。

２　許可業者は、営業に関する諸帳簿を備え、市長が閲覧を求めたときは、これを拒んではならない。

(平26規則12・旧第13条繰上)

(事業の運営状況報告)

第12条　許可業者は、一般廃棄物処理実績月報(様式第９号)を翌月10日までに、市長に報告しなければならない。

(平26規則12・旧第14条繰上)

(添付書類)

第13条　許可申請書の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(１)　誓約書

(２)　事業計画書

(３)　申請者が個人の場合はその住民票の写し、法人である場合はその法人の定款又は登記事項証明書

(４)　代表者の履歴書及び職歴書並びに社歴書

(５)　前年度の市納税証明書(市民税、固定資産税)

(６)　従業員名簿

(７)　運搬車名簿

(８)　運搬車の写真及び自動車検査証の写し並びにリース車については契約書の写し

(９)　運搬車両の保管所の見取図及び土地の登記事項証明書

(10)　運搬車両の保管所を借り入れる場合は、使用賃借契約書の写し

(11)　前各号に掲げるもののほか、市長が特に提出を求める書類

(平25規則１・一部改正、平26規則12・旧第15条繰上)

様式第１号(第４条関係)

(平26規則12・一部改正)

様式第２号(第５条関係)

(平26規則12・一部改正)

様式第３号(第６条関係)

(平26規則12・一部改正)

様式第４号(第７条関係)

(平26規則12・一部改正)

様式第５号(第７条関係)

(平26規則12・一部改正)

様式第６号(第７条関係)

(平26規則12・一部改正)

様式第７号(第９条関係)

(平26規則12・一部改正)

様式第８号(第９条関係)

(平26規則12・一部改正)

様式第９号(第12条関係)

(平26規則12・一部改正)